

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！

発行者：あすなろ相続支援センター
発行日：令和3年8月25日
〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5
☎0800-200-6200
E-mail：info@asunarosouzoku.com
URL：http://asunarosouzoku.com

相続税がかからない財産がある??

相続財産の中には、相続税がかからないものがあります。

- 1.相続税が非課税になるもの（相続税の計算の除外になるもの）
- 2.相続税の計算時に控除されるもの の二種類があります。

相続税がかからない財産とは

- 1 の非課税なる財産には、**お墓や仏壇、慈善や学術など公益目的の事業**で使用されるもの
- 2 の相続税の計算時に控除されるものは、**生命保険金や死亡退職金、寄付金** などです。

1. 墓地や仏壇など「宗教的な財産」

例えば 墓地、墓石、庭内神し(屋敷内にある神の社や祠など、不動尊などご神体を祀っているもの)
仏壇、仏具、仏像神棚、神体、神具位牌霊廟、古墳など

明らかに日常拝礼などに必要なもの、または公益目的の事業につかわれているものです。

※注意1：仏像や仏壇でも、投資用や趣味用・売買用の骨董品は、非課税ではなく課税対象になります。

※注意2：お墓や仏壇を買うにあたりローンを組んでも、その借金は相続税を計算する際の債務控除にできません。

非課税

日常礼拝に必要なもの
公益目的なもの



課税

骨董品など



2. その1 死亡保険金・死亡退職金の、非課税枠「500万円×法定相続人の人数」

・死亡保険金のうち、次の3要件を満たすもの

- ①保険料負担者 = 被相続人 ②被保険者 = 被相続人 ③保険金の受取人 = 生きている相続人

・死亡退職金（故人が亡くなったため、遺族が受け取る退職金）

「500万円×法定相続人の人数」の金額 まで 非課税になります。

※注意1：「法定相続人の人数」には、すでに亡くなっている相続人は含めませんが、相続人の中で相続を放棄した人は人数に含めて数えます。

※注意2：非課税枠が適用されるのは、財産を相続する相続人だけで、相続権のない孫や姪甥などが死亡保険金を受け取った場合には、非課税枠は使えません。



2. その2 国や地方自治体、公益法人への寄付

- ・寄付する財産は相続や遺贈で取得したものであること（死亡保険金や死亡退職金も含まれます。）
- ・相続税の申告期限までに財産を寄付すること（申告期限は相続開始を知った日から10か月以内です。）
- ・相続税の申告書に寄付した財産の明細書や証明書類を添付することが条件です。

※注意1：寄付できる公益法人は租税特別措置法施行令第40条の3に規定されている法人であること。

※注意2：寄付先の法人が寄付した財産を公益目的の事業や特定非営利活動にしようすること、また寄付した日から2年以内に使用されること。

※注意3：寄付できる財産には株式や不動産が含まれますが、金銭以外の財産には「時価で譲渡した」ことになり、所得税がかかるので、所得税も非課税にするためには国税庁宛てに申請書を提出しなければなりません。



2021年税制改正 ～贈与税～

2021年度の税制改正では、相続税や贈与税に関して、根本的な改正は行われませんでした。贈与税の非課税制度の一部が改正されています。

相続時の節税対策の要となっていた「生前贈与」の変更点について、まとめてみました。



教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

2021年3月31日までの適用期間が、今回の改正で **2023年3月31日まで 2年延長**となりました。

①教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

「教育資金に係る一括贈与の非課税制度」とは、30歳までの子どもや孫に対し、**1500万円までの教育資金の贈与が非課税**になるというものです。信託銀行などに専用の口座を作り、そこにお金を預けることで子や孫が教育資金として利用します。贈与者である親や祖父母が亡くなった時点で残高がある場合は、その「**残高**」と「**使用した金額のうち教育資金以外に使用した金額**」が、**相続税の対象**になるので注意が必要です。

	改正前	改正後
相続税の対象となる贈与の時期	相続開始前 3年以内 に贈与された場合	3年以内に限らず すべて
受贈者が孫・ひ孫の場合相続税の加算	-	2割加算



※受贈者が23歳未満、または学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税は課税されません

②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

若い世代の結婚・出産・子育ての支援をするため、親や祖父母から、子や孫に資産を渡す際、**1000万円までの贈与が非課税**になるという制度です。信託銀行などに専用の口座を作り、そこにお金を預けることで子や孫が結婚・子育て資金として利用します。贈与者である親や祖父母が亡くなった時点で残高がある場合は、その「**残高**」が**相続税の対象**になります。

	改正前	改正後
対象となる年齢	<u>20歳以上</u> 50歳未満	2022年以降は 18歳以上 50歳未満
受贈者が孫・ひ孫の場合相続税の加算	-	2割加算



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度

20歳以上の子や孫が**住宅取得する資金**として、親や祖父母が贈与する際の非課税措置について、非課税限度額の据え置き等、見直されました。

令和3年4月1日から12月31日までに契約を締結した場合(消費税10%)	改正前	改正後
耐震・省エネ・バリアフリーの新築住宅	1,200万円	1,500万円
上記以外の新築住宅	700万円	1,000万円

	改正前	改正後
令和3年1月1日以後贈与により取得する住宅取得等資金に係る非課税の条件	受贈者の所得： 2,000万円以下 床面積：50㎡以上	受贈者の所得：2,000万円以下 床面積：50㎡以上 または 受贈者の所得： 1,000万円以下 床面積： 40㎡以上



女性の専門家による相続手続き支援

あすなる相続支援センター

〒702-8027

岡山市南区芳泉4丁目1-5 (福田好子税理士事務所内)

フリーダイヤル：0800-200-6200

E-mail：info@asunarosouzoku.com

URL：http://asunarosouzoku.com

税理士による無料相談 実施中!!

毎月 第1火曜日 60分 要予約

場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!

☎ 086-261-2331



あすなる相続

検索